

賃貸借契約解約届出書

下記物件について賃貸借契約書の条項に基づき解約を申し入れます。
 つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡し・建物占有権放棄を下記明渡日までに行います。(本届出書提出後は、解約の取消しは出来ません。)

万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず貸主の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、賃貸人により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととします。(別途処分費が請求されます。)

又、上記事項により発生した損害は借主により賠償致します。

(1) 解約申込物件

物 件 名				部 屋 番 号			
所 在 地							
契 約 者 名							
解 約 申 出 日	令和	年	月	日	※ご記入日		
解 約 日	令和	年	月	日	までの賃料等の支払いを致します。(※)		
明 渡 日	※明渡し当日は当社担当が立会い、物件の修繕箇所を確認し鍵の返却を受けます。						
	令和	年	月	日	時	分	に建物を明渡し致します。
解 約 事 由							

(2) 精算金振込口座

銀 行 名	銀行・信用金庫			本店						
	農協・漁協・信用組合			支店						
口 座 番 号	普通	・	当座	右詰め						
(フリガナ)										
口 座 名 義										

(3) 精算書送付先

住 所 〒											
送 付 先 名											
電 話 番 号											
担 当 者 名						携 帯 電 話					

解約時の注意事項

- ① (※)解約日は、本届出書が弊社に到達してから解約予告期間経過後の日付となりますので、日程に余裕をもってご提出くださいようお願いいたします。尚、解約予告期間につきましては、お手元の契約書をご確認ください。
- ② 退去立会日までに公共料金の精算、新聞、電話等の停止手続きをお願い致します。
公共料金等未精算分がありますと敷金の返却が遅れる原因となります。
- ③ 粗大ゴミの処分はお済みでしょうか。
荷物やゴミ等残置物がある場合はその処分費用をご請求させていただくこととなりますので、ご注意ください。

FAX : 055-925-9552



株式会社東部不動産開発
 〒410-0048
 沼津市新宿町7-1塩崎ビル1F
 TEL 055-920-0400
 FAX 055-925-9552